

2018年全人代特集②

～各政府機関記者会見-財政部

投資銀行部
中国調査室

➤ 昨年の財政収入拡大について

2017年、財政収入は前年比7.4%増加し、伸び率は2016年より2.9ポイント上昇した。昨年の財政収入の拡大については次の5つの原因が考えられる。①2017年、中国のGDPは前年比6.9%増で総規模は80兆ドルを上回っており、これは財政収入拡大の土台となっている、②中国の課税制度は間接税が中心で、税収は商品価格に比較的敏感であり、そのため、昨年大幅に上昇したPPIも財政収入を押し上げた一因と思われる。③中国は減税、行政費用削減を積極的に推進しており、課税対象の収益改善につながった、④2017年、国内需要の回復に伴い、輸入は数量ベースでも、価格ベースでも大幅に上昇した結果、輸入税が大幅に増加している。

財政部は今年、引続き減税、費用削減を実施する予定であり、具体的には次の3つを重点的に推進する。①引続き増値税改革を推進し、税率を三段階から二段階へ調整し、製造業、交通運送業といった産業の税率を引下げ、実体経済の発展をサポートする。②個人所得税の課税控除額を上げるとともに、特別控除項目を拡大する。③中小・零細企業に対するサポートを強化し、小規模納税者の判定基準を緩和し、所得税半減優遇政策をより広範囲に適用し、ベンチャー投資に対する所得税優遇政策を全国へ適用する。

これらの措置により、今年の企業・個人に対する減税額は8,000億元を上回る見通し。同時に政府性基金、行政費用、経営サービス費用など、通年で3,000億元以上の費用を削減する見通し。

➤ 中国の政府債務について

2017年末時点、中国政府債務残高は29兆9,500億元であり、うち中央財政国債残高は13兆4,800億元、地方政府債務残高は16兆4,700億元となっている。中国政府債務の対GDP比率は36.2%で2016年より0.5ポイント低下した。中国の債務比率は、警戒線とされる60%、および世界の主要経済体、新興国を下回っている。今後数年も、中国の政府債務比率は2017年から大きく変動することはないと見ている。

新しい予算法実施後、上限管理、リスク管理、応急措置、日常管理など一連の対策を打出し、新たな地方政府債務管理システムを形成しつつある。予算法に従えば、地方政府債券は地方政府が資金調達する唯一の合法的な方式であり、我々はその他の法律・規則に違反した資金調達を厳しく取締る。今年の地方政府特別債券発行規模を1兆3,500億元とし、昨年より5,500億元増加した。また各地の地方政府債務残高を設定・調整し、特別債券管理に関する諸改革を推進する。

➤ 不動産税実施のタイミングと徴収対象について

国際的な不動産税の特徴として次の4点が挙げられる。①すべての商業不動産、住宅は見積もり価格に基づき不動産税を徴収すること、②不動産税に低所得世帯などに対する優遇政策が組み込まれていること、③不動産税は地方税に分類されること、④不動産価格の見積もりは複雑であるため、公平、公正の不動産税徴収システムが必要。

中国はここ数年、不動産税パイロットを実施しており、多くの経験を積むことができた。共産党十八回三中全会で不動産税改革を推進する方針を打出しており、それに従い、全人代予算委員会、財政部は不動産税草案の作成に取り組んでおり、現時点では、ロードマップを設定、改善しながら、意見徴収し論証する段階に進んでいる。

上述した国際的な不動産税の共通点を参考にしながら、中国実情に沿う不動産税制度を構築する。例えば、

一部の不動産関連税目を一本化することや、不動産建設、取引段階の税負担を軽減するなどを通じ、財政収入の増収を図るとともに所得再分配で社会的公平の促進を図る。

➤ 財政・税制改革、特に中央、地方の財源、職権配分の見直しについて

十九大では、職権が明白、財源が均衡な中央・地方財政関係を構築する方針を示している。中央と地方政府の財源・職権に関する改革は多岐にわたる膨大な改革であり、改革を推進するには、全体的な設計、トップダウン的な推進は不可欠である。今年に入り、財政部は「基本公共サービス分野における財政職権と支出責任配分に関する改革法案」を発表した。これは改革の土台となる法案で、今後の分野別の改革にとって手本となる存在である。

今年、教育、医療衛生、交通運送、環境保護といった分野の財政職権・支出配分改革を重点的に推進する。改革を通じ、各地方政府の責任を明確化し、基本公共サービスの供給と効率・質向上を図る。

➤ 個人所得税の課税額引上げについて

今回の政府工作報告をもとに、個人所得税の調整について2つの点を特に注目して頂きたい。まず課税基準額(注:現行は3500元)の引上げであり、どのように引上げるか、どこまで引上げるかについて、基本生活消費水準をもとに基準額を算出することになる。また今回の所得税調整に、特別控除項目を拡大する方針も示されており、李克強総理は控除項目の重点として、子供の教育、重大医療出費など国民が最も関心を集めている点を挙げている。そのほかにも我々は実情に基づき、控除項目を拡大していく。

この2つの重点のほか、個人所得税の徴収方式の調整を考案している。今まで個人所得税は分類徴収の方式を取っており、今回の改革では、総合徴収、分類徴収が互いに補う方式に転換していく。すなわち、より税収の公平性、所得再分配の効率性を考え、賃金のみならず、労務報酬、特許使用料など複数の収入を総合的に考えた上で1つの基本控除額を算出することになる。今後、我々は個人所得税法修正案を作成し、全人代に提出し、全人代が審議する段取りとなる。

➤ 財政赤字比率の引下げはインフラ投資、経済成長への影響について

財政赤字比率は2013年以降初めての引下げとなったが、積極的な財政政策に変わりはない。今年の財政赤字は2兆3,800億元で昨年と同水準であり、赤字比率の引下げは中国経済の成長によるものであり、同時に財政赤字比率の引下げは中国経済の持続可能な成長、およびマクロコントロールの有効性向上にもプラスである。

今年の予算報告では、引続き積極的な財政政策を実施するいくつかのポイントは示されている。

まず、今年の財政支出規模は引続き拡大しており、一般公共予算支出は20兆9,800億元で前年比7.6%増となり、伸び率は昨年の6.1%よりも上昇している。同時に地方政府特別債券規模は1兆3,500億元で昨年より5,500億元増加した。その他、中央インフラ投資予算は昨年より300億元増加した。そのため、財政赤字比率の引下げによるインフラ投資への影響は全く懸念する必要はない。

また、今年は引続き減税、行政費用の削減に取り組んでいく方針も示されている。前述したように、今年8,000億元の減税、3,000億元の行政費用削減を予定している。これは積極的な財政政策の一環であり、行政コストの低下、企業活力の引出し、経済成長の質・効率向上においても重要である。

その他、財政予算の配分において、我々は小康社会の実現に向けた三大課題の解決を優先し、供給側改革、国民生活の改善・保障を重点とし、同時に一部効率の悪い出費を削減し、財政支出の構造転換で資金の使用効率を向上する方針も示されている。

➤ 一帯一路戦略の推進について

一帯一路は提唱されてから5年が過ぎ、すでに100以上の国家・地域、国際組織から支持を得られている。近年、我々は資金融通、政策交流を重点的に取り組んでいる。例えば、昨年5月の「一帯一路サミット」において、財政部は26ヶ国の財政部部長・代表とともに「一帯一路資金調達指導原則」に調印した。

また「一帯一路サミット」で、財政部の肖捷部長は世界銀行、アジア開発銀行、アジアインフラ投資銀行など世界主要の開発金融機関と「一帯一路建設協力に関する覚書」に調印し、各国・地域の間で資金融通、国際支援の役割を果たすこととなり、ウィンウィン的な協力関係と思われる。

今後、資金融通面で既存政策を徹底するとともに、引続き、二国間・多国間関税協定を推進し、自由貿易区建設を推進し、一帯一路沿線国・地域との対等的な開放を推進し、合意した関税減免を徹底する。同時に租税に関する国際的協力を推進し、より多くの国・地域が税源浸食と利益移転 (BEPS) 回避プロジェクトに参加するように取り組む。

▶ 小型・零細企業に対する優遇政策、支援政策について

引続き財政・税制支援を行い、特に中小・零細企業に対する減税措置を実施する。具体的に小規模納税者を区分する基準である年間売上高を引上げ、所得税減免の対象企業を拡大するなどを考えている。

引続き中小・零細企業の資金調達問題を解決する。政府投資基金の呼び水効果をさらに発揮させ、目下、国家中小企業発展基金、国家新興産業起業投資基金が設立されており、今年には国家融資担保基金を設立し、普惠金融発展特別資金政策を改善するなど、中小・零細企業の資金調達環境をさらに改善する。

政府調達による中小・零細企業への支援を強化する。政府調達において中小企業限定の特別割当てを設けることや、企業連合体による政府調達への入札を推奨するなどを考案し、中小企業が政府調達に参加する市場環境を改善し、中小・零細企業発展をサポートする。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室
北京朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214